

大阪丸沈没事件について

秋吉龍敏

一、はじめに

大阪（坂）丸沈没事件について私が調査を行つたのは、平成5年5月の山口県柳井市役所西平郡連絡所長伊藤義人氏からの電話による問い合わせであつた。伊藤氏の問い合わせは次の四点であつた。

①明治八年十二月二十五日に大阪丸が平郡島沖の周防灘で沈没している。

この船に島津家の輿入れのための大量の財宝を積んでいたと伝えられている。

②この船に海軍卿川村純義の母親が乗船していたと伝えられている。

③西郷従道が鹿児島から乗船して、途中長崎で下船したと伝えられている。

④この船の便船人死亡者の中に、西郷時貞の妻と子供がいる。この時貞は西郷隆盛と関係があるのか。

以上の四点を地元鹿児島で確認してほしいということであつた。伊藤氏の問い合わせに大変興味を持ち調査を開始し、平成五年十月柳井市での調査、十一月には東京の防衛府防衛研究所で調査を行つた。その結果大変興味深い資料が発掘できたので、資料紹介をかねて大阪丸沈没事件について述べてみたい。

大阪丸は海軍省所管の運送船であるが、明治八年十一月某日鹿児島を出航し、途中長崎に寄港、同月二十四日長崎を出航し、東京へ向けて航

行の途中、同月二十二日横浜を出航して、上海へ向い航行中であった三菱会社郵便汽船名護（古）屋丸と、同月二十五日午後八時二十分頃平郡島沖の周防灘でおりからの暴風雨の中衝突した。その結果、大阪丸は沈没し、乗組員六十六人のうち十名、便船人三十二名のうち十四名が死亡した。一方名護屋丸は幸いに沈没を免れ下関に着港して、修理することとなつた事件である。

大阪丸は「海軍軍備沿革附録」によると、運送船・鉄製・排水量四〇トン・慶応二（一八六六）年竣工・製造場所イギリス・明治二年八月英人より購入・明治八年十二月周防灘にて沈没とある。

「類聚伝記大日本史第十三卷海軍篇」にも、大阪丸・輸送船・慶応二年英國製造・鉄製・四四〇トン・明治二年英人より購入・明治八年十二月北海道にて沈没とある。「薩藩海軍史」にも、戊辰戦争の明治二年四月の北海道での戦いの中に、運送船大阪丸の記載がある。

これらの記録から、大阪丸は慶応二（一八六六）年イギリスで建造された船で、明治二（一八六九）年明治政府が買入れた海軍省所管の運送船である。船は鉄製で四四〇トン、長さ一八七尺（約五十六m）、幅二十八尺（約八・四m）、一一〇馬力であつた。

二、大阪丸便船人死亡者

大阪丸の沈没によつて乗組員十名、便船人十四名、計二十四名が死亡している。防衛庁公文類纂によると死亡者は次のとおりである。

大坂丸沈没二付溺死人名

海軍大尉	瀧山正門	四等木工	浦上友弥
水夫次長	一瀬昇作	三等火夫	吉野由五郎
貳等水夫	池留佐吉	壹等若火夫	中追胤親
壹等若水夫	青木時衛	三等鍛治	安野弥右衛門
壹等木工	貞森喜太郎	中士室割烹	本田休七
メ拾人			
右大坂丸乗組定員			
鹿児島縣士族	岩崎俊英	西郷時貞妻	
右同	花田政熹二女	右同人娘	
右同	花田尚衛長女	右同人二男	
右同	満田次郎左衛門妻	吉原重隆母	
右同	河野通政妻	右同人僕	
右同死骸アリ	竹下治助妻	隈元實直母	
右同	帖佐謙吉	右同人妻	
メ拾四人			
右鹿児島縣ヨリ便船人			
合メ貳拾四人			

乗組員のうち、海軍大尉瀧山正門は大阪丸艦長である。瀧山は旧徳島

藩士で大阪丸沈没の際、乗組員を退避させた後、自刃したと伝えられている。この死亡者の中で大変興味深いことは、便船人死亡者十四名が全員鹿児島県士族関係者で鹿児島より便船し、また女性・子供が多いということである。

花田政熹は「西南征討志」によると、西南戦争に少尉として従軍し、清輝艦に乗艦し負傷している。花田尚衛は同じく「西南征討志」によると少尉として従軍し、高雄艦に乗艦している。河野通政は防衛庁公文類纂によると、西南戦争後の明治十年十月に海軍少尉補の記載がある。

吉原重隆はわずか三十七歳で初代日本銀行総裁となつた吉原重俊の兄にあたり、吉原重俊の母親とその従僕の小松利政がこの事件で死亡していることになる。

鹿児島からの便船人十四名・十家族のうち五家族は政府の役人・軍人関係者であることがはつきりしている。残りの家族もその可能性があると思われる。ここで明治七・八年の鹿児島の状況を考察してみよう。大久保利通は明治七年には家族を鹿児島から東京へ引揚げている。西郷隆盛は明治六年末に鹿児島に帰り、政府の呼び戻し工作にもかかわらず動かず、明治八年末には、政府も西郷の呼び戻しを断念していると思われる。明治七年二月には江藤新平による佐賀の乱が起こり鎮圧されている。同じく明治七年六月には私学校が創設され、次第に私学校の勢力が強くなり、明治八年末の頃には県政にも強い影響力をもつようになつた。また明治八年秋には私学校各校は名簿を作つて私学校本部に提出し、この名簿に登録したものはみだりに県外に行つてはならないと私学校幹部が申し合わせている。

このように明治八年秋の頃には、旧士族の政府への不満が高まりはじめ鹿児島は不穏な方向に動きはじめていた。その結果、鹿児島在住の政府役人・軍人の家族に対して風当りが強くなっていたと思われる。このような状況の中で明治八年十二月の頃には鹿児島から家族の引揚げが始まっていた可能性がある。三十二名の便船人のうち十四名が死亡し、死亡者全員がすべて鹿児島関係者ということは、残り十八名の便船人もすべて鹿児島関係者と推定される。交通手段の乏しかった当時、海軍に強い影響力を持っていた薩藩出身の海軍軍人等が同郷人のために便宜を計つたのであろう。しかし不幸なことにその便宜が十四名の命を奪つてしまつた。この大阪丸以外にも鹿児島からの便船人についての記録はみられない。ただ大阪丸は家族・親戚を中心にして三十二名と多いことが、当時の鹿児島の動きを示していると思われる。

三、大阪丸の積荷について

大阪丸は何のために鹿児島へ来航したのであろうか。高等海難審判所の海難審判史には次のような記載がある。「陸軍省兵器運輸の任務についていた海軍省所属大阪丸は、明治八年十二月二十四日長崎を出帆して東京へ向け航行の途、……」とあり、鹿児島寄港の記載はない。しかし防衛庁公文類纂には次の記載がある。

兵一第八百十六号沈没品御届之写

記

七寸五分砲

二 門

同

実弾

同五百十三個

一拾六枚榴弾

五百十三個

百八十八個

同 台

三 挺

荷数三十二個

一鉄煩二十四斤砲

二 門

同六十個

四 挺

二十枚

二 門

同四個

二 門

二十枚榴弾

二 門

同五十個

二 門

一要具箱

二 門

但入付品

二 門

鋸八刀 竹尺八個 セットル八個

ハームル八個 摩擦管引綱十六口 摩擦管入八個

火門針十六個 摩擦管抜八個 小刀八個

指貫十六個

皿千切八竿 上戸八個

フルキット鋼八個 豚油入八個 鋸屑十六個

垂鉛八個 分度八面

火薬袋四個

捻廻一個

荷数四個

同百八十八個

四十斤榴彈

雲揚艦用

三十二個

同十六個

同

實彈

同

十二個

二十斤實彈

第二子卯艦用

同十二個

孟春艦用

同十二個

六十斤榴彈

二月卯艦用

同二十三個

一月卯艦用

同二十三個

六十四斤榴彈

正月卯艦用

全六個

龍驤艦用

同二十三個

一百四斤榴彈

正月卯艦用

同二十三個

一百二十斤榴彈

正月卯艦用

同二十三個

一百二十四斤榴彈

正月卯艦用

同二十三個

一百六十六斤榴彈

正月卯艦用

同二十三個

一百六十四斤榴彈

正月卯艦用

同二十三個

一百七寸五分砲榴彈

正月卯艦用

同二十五個

一百三十斤榴彈

正月卯艦用

同二十四個

一百三十斤榴彈

正月卯艦用

同六十九個

一百鐵煩二十四斤榴彈

正月卯艦用

同二十五個

一同

同二十五個

百個

一小同

同六十一個

五十個

一大摩擦管

同二個

十二萬二千本

一滑車

同二個

七萬六千本

同三十八個

同二個

十二萬二千本

一 七寸五分操出棒	同 二個	八 本	一 單滑車
一 同孔搔	同 一個	二 本	一 復滑車
一 同藥囊拔	同 一個	二 本	一 水桶
一 同籌杖	同 一個	一 刀口出	一 同籌杖掛
一 同籌杖掛	同 四個	同 十個	同 二十個
一 同転彈杖	同 二個	總計砲八門	四 個
一 同籌杖掛	同 一個	同荷數千二百八十九	二 個
一 二十四斤孔搔	同 一個	以上鹿兒島表ヨリ積込品	八 本
一 同転彈杖	同 二個	送第八百二十九号 第一土四百号	四 個
一 同操出棒	同 一個	甲三第九十一号	四 個
一 同操出棒	同 四個	客歲周防洋ニ於テ沈沒候大阪丸積荷御取調ニ付當省兵器該船へ積込有之候品目并代價共詳細取調御回可申旨御掛合之趣致承知候即別紙之通ニ候條御了承有之度此段及御回答候也	四 個
一 エンドヒール弾薬	同 一個	陸軍卿山縣有朋代理	四 個
一 海軍大輔川村純義殿	明治九年三月七日 陸軍大輔鳥尾小弥太	四百拾二万九千七百四拾發	四 個
四 本	十六本	四 本	四 個
四 本	四 本	四 本	四 個
四 本	四 本	四 本	四 個
四 本	四 本	四 本	四 個

一同 空包 九拾五万七千八百八拾發

一シヤーフル弾薬 二万三千四百〇七發

一ミニーフル弾薬 壱万八千三百拾發

一スナイドル弾薬 八拾三万二千四百六拾發

一マルチニー弾薬 九千五百發

合計五百九拾七万千三百〇三發

此金七万九千五百一拾八円三拾三錢

弾薬数は相当の量である。この資料から明治八年の頃の陸軍の主力小銃はエンヒール銃であつたと思われる。また西南戦争の際の薩軍の主力小銃はエンヒール銃で、官軍はエンヒール銃を後装式に改良した、當時新しい型式とされていたスナイドル銃であつた。

公文類纂には約六百万発の積込地の記載はないが、積込の可能性があるのは長崎と鹿児島だけである。長崎で積込んだとする、この弾薬は上海あたりからの輸入品であろう。しかし、輸入にしては弾薬数が一桁まであり不自然である。この弾薬数はありつけの弾薬を急いで搔き集めたような数字である。また公文類纂の資料の中に長崎の地名が全く見られない。弾薬代価の表記にしても、鹿児島からの弾薬運搬の際の表記の例もある。長崎には燃料（石炭）補給等のため立寄つたと思われる。

次に鹿児島から積んだ可能性を考えてみよう。鹿児島で問題となるのは弾薬の多さである。しかし、當時鹿児島には日本で有数の兵器・火薬・弾薬の製造工場があつた。磯の集成館（海軍）・敷根火薬製造所（海軍）・滝の上火薬製造所（陸軍）・稻荷川火巧所（陸軍）・谷山の硝石製造所（陸軍）等である。火薬製造所に多量の火薬を貯蔵しておくのは危険であるということでの分割貯蔵されていたのが磯・奥之原・草牟田・大迫・西別府等の火薬庫である。鹿児島で生産された兵器・火薬・弾薬が陸・海軍省の必要に応じて東京等へ運搬されている。公文類纂にもたびたび鹿児島からの武器・弾薬の記録がある。ただ大阪丸はその量が多いところが注目される。次に大阪丸積込弾薬について考えてみたい。防衛庁公文類纂「送第八百二十九号 第一土四百号」は、陸軍省が海軍省の問い合わせに対して、大阪丸に積んだ品目と代価を回答したものである。五種類の弾薬と、一種類の空包で合計約六百万発、代価約七万九千五百円となつてている。

参考までに、西南戦争の際の官軍の使用小銃と消費弾薬数及び薩軍からの捕獲小銃数、大阪丸積込弾薬数を表にしてまとめてみた。

参考までに、西南戦争の際の官軍の使用小銃と消費弾薬数及び薩軍からの捕獲小銃数、大阪丸積込弾薬数を表にしてまとめてみた。

	品 目	受 数	消費弾薬数	捕獲兵器数	大阪丸積込弾 薬
小 銃	エンヒール銃	24,480	3,513,780	3,649	4,129,740
	スナイドル銃	8,430	26,145,068	165	832,466
	アルミニ一銃	3,845	?	8	9,500
	ツンナール銃	3,833	2,054,731	9	
	マルチニ一銃	2,092	77,834		
	スペンセル銃	1,204	115,132	26	
	拳 銃	440	?		
	スター一銃	375	104,048	25	
	シャーフル銃	142	280,500	16	23,407
	レカルツ銃	70	?	5	
	ミニーフル銃				18,310
合 計		44,911	(32,291,093)	3,903	5,013,423

・銃器の受数は福岡および長崎軍團砲廠で、砲兵本支廠より受領した総数
(学習研究社「歴史群像シリーズ②西南戦争」引用)

・大阪丸積込の弾薬数のエンヒール銃は、空包の957,880を除く。

なお薩軍の全戦争間の補給弾薬は、各自携行の百発を含め、総計三百万発に過ぎなかつたといわれる。(金子常規「兵器と戦術の世界史」より)

引用) 大阪丸積込み弾薬は、薩軍の西南戦争消費弾薬の約二倍にあたり、エンヒール銃にいたつては官軍消費弾薬を上回つてゐる。西南戦争拳兵時、大阪丸に積込まれた弾薬・兵器が鹿児島に残つていたならば、西南戦争はもつと長期化し、多くの兵士の命が失われたと思われる。

明治七年から九年にかけて明治政府の危機は深まり、地租改正に反対

し、茨城県および三重・愛知・岐阜・堺四県にわたる農民の大一揆がおこつた。また徵兵令・廃刀令・秩禄処分などは士族の反政府的気運を高めた。前述のとおり、明治七年二月佐賀の乱がおこり、政府はしきりに西郷呼び戻し工作をするが実らず、明治七年六月私学校が創設され、明治八年秋の頃には県政にも大きい影響力を持ち、同じ頃私学校徒の東京遊学禁止が出されている。このように明治八年秋の頃には、旧士族の政府への不満が高まりはじめ不穏な方向に鹿児島が動きはじめていた。このような状況の中で政府は、通常の運搬と称して大量の武器・弾薬を移動させた可能性がある。公文類纂によると西南戦争直前の明治九年十一月に大阪丸積込兵器を上回る大量の兵器が鹿児島から運搬された形跡がある。さらに、明治九年十二月には、敷根で火薬製造をおこなつていた伊勢仲左衛門に対し、かなり無理な理由をつけて火薬製造を差止めようとしている。

このようにして明治九年末頃には鹿児島にあつた兵器・弾薬等の大部 分が移動していたことも考えられる。このような政府の行為が私学校徒を刺激し、不満をつのらせ、明治十年一月の赤龍丸来航による私学校徒の火薬庫襲撃事件の背景になつたと思われる。

次に明治八年十二月二十八日付東京日日新聞記事を紹介したい。

「此頃海軍の大坂丸と云う蒸汽船が九州辺りの最も名高い国から合戦の時にもつとも入用なる品物をいろいろ多く積み入れて出航せし所、一昨二十五日夕八時二十分ごろ周防灘にて名古屋丸(元ゴールデンエージ)と云う三菱蒸汽船に突き当りて惜しむべし陸軍の荷物は船と共にづぶ、づぶ、づぶと沈没して仕舞たと申す電報が來たと申します。乗組の者は

辛くして命を助かりたれども十六人は溺死せしよし、扱て残念なこと。

海軍省伺

是は極はめてあたらしい処をお聞きに達しますが何も陸軍の準備に差響く程のことは御座りますまい御心配なさるな。」（佐藤橋太郎「大阪丸に半生を投じて」より引用）この新聞記事は、溺死者十四名を十六名との誤伝はあるものの、当時としてはかなり正確な記事である。「九州辺りの最も名高い国」というのは鹿児島のことであろう。当時鹿児島とはつきり出せない事情があつたと思われる。この記事からは、鹿児島でいざれ合戦がおこることを予想し、またこれに対する陸軍が準備していることを言外に読み取ることができる。この新聞記事は、当時の新聞が政府と鹿児島をどのように見ていたかという点で興味深い。

四、臨時裁判所の開設

大阪丸沈没事件は、大阪丸が海軍省の兵器、弾薬輸送の重要な任務についていた運送船であり、しかも二十四名の人命が失われている。一方、名護屋丸は三菱会社が明治八年二月から国際的信用の上に立つて開始した上海航路の定期郵便汽船であった。このような事情から、双方ともに原因を究明して、理非をはつきりさせる必要があつた。しかし、当時の日本は法制の整備もおこなわれておらず、どこで裁判するかについて内務・海軍・司法省等の関係者の間で問題となつた。この事件の裁判については「海難審判史」（高等海難審判所）に詳細な記録がある。この海難審判史の大坂丸に関する記録を引用して、この問題を考えてみたい。

事件直後の明治九年一月十二日海軍省は、法制局に対し、次の通り伺をたてている。

當省所轄蒸氣大阪丸陸軍兵、器運送客年十二月廿五日帰航の際於周防海
三菱社蒸氣名古屋丸ニ衝突セラレ僅七分時間ニシテ沈没乗組定員及便乞
人共相合二十四人即死ノ電報有之不取敢御届仕置候次第就テハ實際取調
ノ為メ雲揚艦急船為致不日帰京ノ筈因テハ右衝突事件其曲直判然致シ不
置テハ船長以下乗組一体ノ者ノ名分及職掌上ニ大ニ關係有之ノミナラス
貴重ノ人命ニ対シ不相済事ニ付不日公裁ヲ可受儀ト存候尤此度ノ事件ハ
司法尋常ノ裁判ト異リ海上裁判ハ一種ノ者ニシテ第一萬國普通海上ノ規
則及ヒ航海術等ニ基キ裁判仕候儀ニテ既ニ英國ノ如キハ右様ノ訴訟ハア
ドミラルチー、コート（海上裁判の儀）ヲ開キ其是非曲直ヲ裁判仕候ヘ
共我國未海上裁判ノ御設無之何レニ於テ裁判被下候哉此段奉伺候也
一方、三菱会社岩崎弥太郎も、同年一月十五日駿遼寮へ次の通り伺フ
を出している。

三菱会社長岩崎弥太郎伺

海軍御省所属大阪丸及當社所有名古屋丸周防灘ニ於テ衝突ノ実況航法
ニ照シ其曲直何レカ未タ判明不相成候右名古屋丸ノ如キハ上海定期航通
郵便船ノニシテ中外諸人ノ尤モ信用ヲ可受肝要ノモノニ有之候ハ論ヲ
俟タス隨テ其運航ノ優劣ハ御國ノ名譽ニモ相関シ候儀ニ有之又大阪丸ハ
海務ニ就テ緊要ナル同御省ノ船ニシテシカモ大切ノ積荷貴重ナル人命ヲ
モ損害沈没ノ大厄ニ罹リ不容易次第二付至急公明ノ御裁判ヲ以テ其曲直
何レニ有之候哉ヲ判決シ疾く将来ノ嚴戒ヲ為シ併セテ上世ノ紛說ヲモ融
解不致候テハ實ニ痛苦ノ至ニ不耐奉存候然ルニ此レ裁判ノ儀何レノ御筋
へ願出候テ宜敷候哉御指揮被下度此段奉伺候也

大阪丸沈没事件の裁判について、苦慮した政府当局は、明治九年二月

八日ついに大審院中に臨時裁判所を開設することに決定した。臨時裁判所というのは明治五年八月の司法省職制並事務章程によれば国家の重大事件並びに犯罪に対する裁判をつかさどり必要あるごとに臨時に構成された。なおこれ以外の事件であつても政府の命令により開廷することがあり、裁判の傍聴は禁止された。大阪丸・名古屋丸衝突事件についての臨時裁判所規則を明治九年二月八日次のとおり制定した。

第一条 臨時裁判所ハ海軍省所轄船大阪丸三菱商社所有船名古屋丸衝突

一件ニ付特別ニ開カレタル者ニシテ原告タル者其裁判不服ナルヲ以テ

他ニ懇フルヲ得ヘキノ地ナシトス

第二条 臨時裁判所ノ裁判官ハ皆政府ノ特選ヲ以テ命セラル者トス其定

員ヲ七名トシ又其内一人ヲ特選シテ裁判長トス

第三条 海軍省ハ委員トシテ主任ノ官吏一名或ハ二名ヲ出スヘシ裁判官ハ、委員ノ答弁若クハ陳述スル所ヲ以テ按據トス

第四条 三菱商社ハ其擔當ノ者一名或ハ二名ヲ出スヘシ裁判官は其答弁若クハ陳述スル所ヲ以テ按據トス

第五条 裁判官若シ證人タルヘシト思料スル者アレハ何人ニテモ呼出ス事ヲ得ヘク海軍省若クハ三菱商社證人ヲ要スルアレハ亦裁判官ニ其證人ヲ呼出ス事ヲ求ムルヲ得ヘシ

第六条 裁判官ハ必ス七名に充ツヘキヲ以テ其或ハ一名ヲ閲クアレハ席ヲ開クヲ得ス

第七条 審訊了リテ將サニ裁決セントスル時ハ裁判官其庭ヲ退キ之ヲ議シ其議ノ多數ニ就ク其議平分シテ一二帰セサル時ハ裁判長其見ル所ヲ

以テ之ヲ決スヘシ

この規定で注目すべきことは、この臨時裁判を終審としていることである。またこの臨時裁判所には顧問制度がとられ、海軍省雇英人ジョンスとサトンの二名が顧問として、臨時裁判所へ出席することになった。なお、裁判官には次の七名が任命された。

二等判事 玉乃世履 六等判事 三島 毅

外務大丞 塩田三郎 議官 細川潤次郎

三等法制官 渡 正元 四等判事 西 成度
六等判事 小松清治

このようにして、臨時裁判所開設の準備は整つたので、司法省は明治九年三月四日、

「今般汽船衝突一件ニ付臨時裁判所ヲ被開既ニ掛リ官員夫々被命候上ハ海軍省或ハ三菱会社ノ内原告ト可相成方ヨリ何時訴出候モ差支無之候間此段及上申候也」

と上申し、いよいよ裁判が開廷されることになった。ところが、同月十八日三菱会社岩崎弥太郎は、駆逐寮へ次のような歎願書を出した。

「郵船名護屋丸昨冬航海中海軍省御船大阪丸ト衝突候ニ付破損所修繕其他莫大ノ入用御座候間何卒特別ノ御詮議ヲ以テ金六万円無利息十二ヶ年据置押借被仰付被下置候様奉願候猶委細ハ口上ヲ以テ申上候此段至急御許容相蒙候様奉願候也」

三菱会社は土佐の岩崎弥太郎によつて設立された。この三菱の特徴は海運業を基礎にして、種々の産業に拡張していくことである。特に明治の初め政府の軍事上からの理由で海運業に加えられた保護助成金によ

つて企業の拡張を行つた。またその過程において政府の大久保利通、大隈重信と結んで利権を獲取していった。一八七四（明治七）年におこつた征台の役の軍事輸送で大きい利益を得、更に大阪丸事件から約一年後におこつた西南戦争でも軍事輸送で莫大な利益を得た。このよつた三菱会社であったが、名護屋丸修繕に要する莫大な支出は、当時の三菱会社にとつても大きい負担であったようである。政府としても三菱会社に強力な保護政策をとつていた以上、同社の窮状を見過すことができなかつた。結局政府は三菱会社願出のとおり、六万円の貸下金を交付することにした。

一方海軍省も三菱会社からの歎願もあり、諸般の事情を考慮してか、

訴を取り下げるに決定し、西南戦争のおこる直前の明治十年一月十

一日にその届出をした。訴の取り下げには岩崎弥太郎と深い関係にあつた大久保利通の存在が大きかつたと思われる。海軍省の届出を受けた司

法省は、同月十九日法制局へ次のとおり上申し、ここに事件はすべて解訟した。

司法省上申

汽船衝突事件解訟ノ儀ニ付二等判事玉乃世履外六名ヨリ別紙ノ通及上申候間則進達仕候也

玉乃二等判事外六名届

汽船衝突事件取調中ニ有之候處明治九年十二月廿八日原告海軍省委員海

軍少佐今井兼輔ヨリ大阪丸被衝突事件ニ付本年四月七日訴状差出尚ホ九

月十六日再答弁書差出候處今回被告ヨリ歎願ノ次第モ有之候ニ付右訴状

並ニ再答弁書ノ儀ハ願下ケ仕度旨申出候ニ付聞届原被告へ書類下ケ戻遣

シ一件解訟イタシ候此段御届仕候也

内務省伺

先般海軍省汽船大阪丸三菱会社汽船名護屋丸ト、衝突事件ニ付テハ同省ヨリ及公訴過般來大審院於テ臨時裁判所ヲモ御取開相成候次第ニ有之候處右ハ曲直何レニ相決候共到底官損ハ難免儀ニ付三菱会社へ厚及説諭且海軍省ヘモ内議ノ上熟議ノ都合ニ相運候折柄同社長ヨリ別紙ノ通六万円無利息十二ヶ年据置拝借ノ儀願出ニ候付取調候處右衝突事件ニ付テハ同社ニ於テモ名護屋丸修繕其他莫大ノ経費相成候儀ハ事実相違モ無之候間特殊ノ御詮議ヲ以テ九年度貸付金定額五十万円ノ内ヨリ支出取計當十年七月ヨリ二十二年六月迄満十二ヶ年据置同年七月ニ至リ返納ノ定御許可相成度大蔵卿合議ノ上此段相伺候也一月廿七日

伺ノ趣聞届金六万円下渡候大蔵省ヨリ可受取事 二月三日

こうして大阪丸沈没臨時裁判問題はすべて解決した。しかし死亡者遺族に対してもどのような措置がとられたのであらうか。防衛庁公文類纂によると、三菱会社は鹿児島よりの便船人死亡者遺族に対して吊祭料百円を支払い、更に海軍省が臨時裁判所へ納めた訴状入費の半額を三菱が負担している。この吊祭料と訴状入費負担に関する資料をいくつか紹介してみよう。

第二万五千六百六号

大阪丸へ便船溺死ノ者家族へ吊祭料渡済之儀ニ付

上申

御所轄汽船大阪丸一昨明治八年十二月中鹿児島縣ヨリ東

京へ帰航ノ際於周防灘三菱会社汽船名護屋丸ト致衝突沈没に及候節大阪丸へ便船溺死之者ヘ吊祭料トシテ同社ヨリ相贈候金員千三百円人名書添渡方可取計旨御達之趣致承知則夫々下付別紙受取証御回申候尤右人名中

岩崎俊安當時寄留所取調候得共何分不相分候間一人分金員百円及御返却候条御受取有之度此段上申候也

明治十年十月五日 東京府知事楠本正隆

川村海軍大輔殿代理

海軍少將中牟田倉之助殿

追テ御差越之人名花田政憲二男同尚衛長男ト有之候

得共二人共女子ニテ則政憲二女尚衛長女ニ候間右工

相渡申候此段申添置候也

証

一金百円

東京府知事
楠本正隆殿

明治十年十月二日

花田尚衛代理
鹿児島縣士族

一金百円

右ハ 一昨年大阪丸ニテ溺死致候亡花田政憲二女吊祭料トシテ三菱会社ヨリ相送り候ニ付於御府右正ニ落手仕候也

鹿児島縣士族

亡花田政憲長男

明治十年十月二日 花田満之助

東京府知事

一金百円也
證

右ハ 三菱会社ヨリ吊祭料トシテ差出候金貨御府ヨリ御

花田政憲は西南戦争の際、海軍少尉として清輝艦に乗艦し負傷している。二女の吊祭料を受領した明治十年十月二日には亡くなつておらず、長男花田満之助が受取人となつてている。花田政憲は恐らく、西南戦争の負傷が原因で、亡くなつたと思われる。

渡相成正ニ落掌仕候也

金百円

鹿児島縣士族
海軍少尉補

十年十月 河野通政

東京府

御中

證

一金三百円也

右ハ 明治八年十二月妻^井子供貳人義鹿児島縣地ヨリ海

軍省大阪丸へ乗船東京へ向ケ航海之際同廿五日午后八時

三十分周防灘ニテ三菱会社名護屋丸ト突合大阪丸沈没

右三名溺死其贈祭料トシテ同社ヨリ壹人ニ付金百円宛

差出候分前書之通り御下渡相成正ニ査収仕候也

東京第二大区九小区

芝三田小山町四番地

鹿児島縣士族

金百円

吉原重隆従僕
福島縣平民

亡小松利政

右ハ利政義一昨明治八年十二月海軍省所轄船大阪丸沈没之折死去致シ候處此節三菱商社ヨリ為祭祀料差遣候ニ付相請取候方至當之旨ヲ以同省ヨリ御渡相成候ニ付本人家族へ御渡之分トシテ前書之金額正ニ相受取申候尤該方へハ無相違相渡可申候也

明治十年十月一日 西郷時貞

東京府権知事楠本正隆殿

この西郷時貞は、柳井市の伊藤氏から西郷隆盛との関係について問い合わせのあつた人物である。色々と調査してみたが西郷隆盛とは直接関係はないようである。

明治十年十月二日 吉原重隆

鹿児島縣士族

御中

吉原重隆は、明治十五年に三十七歳で初代日本銀行総裁となつた吉原

右ハ私亡母義一昨明治八年十二月海軍省所轄船大阪丸沈没之折致死去候處此節三菱商社ヨリ為祭祀料差出候ニ付相請取候方至當之旨ヲ以同省ヨリ御渡相成候段承知仕前書金額正ニ落掌仕候也

鹿児島縣士族

明治十年十月二日 吉原重隆

東京府

御中

鹿児島縣士族

重俊の兄にあたる。吉原重隆・重俊の兄弟は、不穏な方面に動き始めた鹿児島の状況を察して、母親とその従僕を状況させようとしたが、その途中に不幸な事故が起つたと思われる。

郵便汽船三菱会社長

岩崎弥太郎殿

一月廿九日附ヲ以達奉蒙候大阪号便乗溺死遺族人へ

証

一金百円

右ハ一昨年大坂丸ニテ溺死致候元竹下次助妻吊祭料トシテ三菱会社ヨリ相送リ候ニ付於御府右正ニ落手仕候也

花田尚衛代理

鹿児島縣士族

明治十年十月二日

花田満之助

東京府知事

楠本正隆殿

花田尚衛と満之助は前述の人物であるが、この二人と元竹下次助の妻は近い関係にあつたと思われる。花田家関係の人々は相談の上、鹿児島

海軍大輔川村純義殿

明治十年二月十二日 岩崎弥太郎

引き上げを計つたが、その途中事故の巻き添えになつてしまつたと思われる。

昨年大阪丸便乗之溺死遺族之者ヘ吊祭料分賦方之義ニ付伺出之趣承知致シ候右ハ伺之適當省ヨリ分賦可取計候条右金円及訴状入費之半額トモ當省エ可差出候此旨申入候也

明治十年二月十四日

海軍省

いつの時代にも政官財界の癪着はあるようである。現在もこの癪着が大きな政治・社会問題となつてゐる。明治政府は薩長土肥を中心とする藩閥政府であった。このような状況の中で大阪丸事件も三菱会社に不当に手厚い処置が行われている。吊祭料百円は現在の貨幣価値に換算すると百数十万円に相当する。六万円を無利息十二ヶ年間据置で貸下された三菱会社にとつて、千四百円の吊祭料と、六錢貳厘五毛の訴状入費は少ない負担だつたのだろう。むしろ當時千四百円の吊祭料が出されたことが不思議である。やはり、大久保利通・川村純義等の存在が大きかつた

のであろう。

五、大阪丸引揚について

大阪丸には前に述べたとおり多くの兵器・弾薬が積込まれていた。しかしどういう訳か積み荷の中に沢山の財宝があるという噂が伝えられ、沈没直後から引き揚げ作業が試みられている。財宝積込みについての根拠は不明である。防衛庁公文類纂の大坂丸引き揚げに関する資料を紹介したい。

奉願上候

先達テ山口縣御管下第一大区周防國大島郡於沖ニ海軍

御省御船大坂丸及沈没ニ候後其係ニ被打捨置候ニ付テ

ハ莫大ノ器械空敷朽物ニ相成候テハ実以無益之至リト

奉存候ニ付今般私共自費ヲ以海底ヨリ引揚ケ度奉存候

間船并ニ船員其他不殘私共ヘ頂載被仰付候様奉願上

候間何卒出格之御諭義ヲ以被遂御許容可被遣候様此段

奉願上候也

山口縣第十大区第十小区

米屋町三百四十二番屋敷居住

平民

明治九年十一月三十一日 村岡市右衛門

同縣同大区同小区

同町三百三十五番屋敷居住

平民

立神彦兵衛

同縣同大区第十一小区

下堅小路三百四十三番屋敷居住

平民

山口縣令閔口隆吉殿

山川勇三郎

前書之通り願出シニ付及進達候也

第十一大区々長代理副区長

明治九年十二月廿五日 永富博介

同区戸長

福井治郎右衛門

同 戸長

岡 良平

この資料は山口県の村岡市右衛門・立神彦兵衛・山川勇三郎三名が、大阪丸を自費で引揚げるための、船・船具等の払い下げ願書である。この村岡市右衛門の他に、引揚げ・払い下げ願書を出した人物を紹介しよう。

肥後国天草郡牛深村

富川清一代理

第六大区二小区深川佐賀町二丁目

四番地寄留

静岡縣土族

明治九年一月

前同断

宮路助三郎

れていたことが分かる。彼等にとつて大阪丸はよほど魅力のある船だつたのであらうか。

第三大区六小区市ヶ谷甲良町

三十三番地寄留

浜松縣士族

佐久間貞

軍二套第四十八号

沈没船大坂丸之義ニ付見込上答

白川縣管下肥後國天草郡
第四十九大区十二小区

城木場村

金子半弥代

第一大区十小区

南九丁堀一丁目四番地

種子啓次郎方同居

滋賀縣士族

宮川 剛

同

第一大区十小区

新富町七丁目四番地

浜松縣士族

室賀竹堂

明治九年一月九日

(二)

これらの資料から沈没直後の明治九年一月には早くも引揚願いが出さ

トモ久シク汐水ニ浸濡セシヨリ鉄具等錆錆ヲ生シ自然腐朽ニ帰セシナラン是レ実ニ斬惜之至リニ付此先キ官於テ引揚ケ方御着手之見込無之モノニ候ハ、市右衛門等願之通り御下附相成可然ト奉存候尤モ該船固着之兵器及ヒ陸軍省之兵器類ニ該リ候テハ猥リニ引揚ゲ主へ被下候者ニハ有之間敷其他同船乗組士官以下便船人等之所有物ト虽モ其後流失之品ハ可有之候得共万一千存在之品引揚候時ハ其價引揚ケ主へ下附スルト否之義ハ一応各所有主へ御搖問之上ナラテハ御處分難相成ト奉存候併シ即今御多端之折柄ニ付若シ是等多人数之義ニモ有之御手數紛煩之憂有之義ニ候ハ、該船下ケ渡方之義當分難聞届旨御指令相成候テハ如何可有御座哉右

御下問ニ付此段見込上答仕候也

軍務局副長

十年二月十二日

海軍少佐大野義方

海軍大輔川村純義殿代理

海軍少将中牟田倉之助殿

第四 兵庫海軍用所マテ上納スヘキ兵器其外ノモノヲ
運搬スル費用ハ相當ノ運賃可相渡事

第五 前条々承諾ノ上引揚方ニ着手候上ハ何等ノ情願
有之モ一切採用不致事

以上

追テ大坂丸沈没後何レヨリ欽本文村岡市右衛門同様
出願人有之哉ニ伝承仕候間自然御下附相成候義ニ候
ハ、先願之義ニ付右人名御取調本人ノ望ニ任セ候上
市右衛門へ何分之御指令相成度奉存候此段申添候也

この資料から海軍当局には引揚計画はなく、引揚げ申請者へ払い下げる意向であつたことが分かる。なお払い下げる際の条件等についても述べている。後に海軍省は大坂丸を条件付で払い下げる決定している。その条件は次のようなものであつた。

第一 山口縣管下周防灘ニ於テ沈没ノ海軍省所轄汽船

大坂丸自費ヲ以引揚方之義許可スルニ付テハ左
ノ条々ヲ遵奉スヘキ哉

第二 大坂丸ヘ積載ノ大小砲銃及ヒ弾薬ノ如キ兵器ニ
屬スルモノハ一切下附スルヲ許サス現品ヲ以兵
庫海軍用処迄上納スベシ

但兵器ニ属不属ノ分界不明ナルモノハ其形ヲ

模写シテ可伺出事

第三 取リ揚ケ兵器ノ個数ヲ確証スルタメ該最寄リ

戸長ノ添書若シクハ奥印ヲ以テ現品ト共ニ右用
所へ差出スヘシ

次に大阪丸は誰に払い下され、引揚げはどうなつたのであろうか
この問題については、昭和八年頃から大阪丸とかかわりをもち、後に大阪丸の所有者となつた佐藤橋太郎氏の「大阪丸に半生を投じて」に詳細な記録がある。この記録を引用して説明してみたい。

公証ノ件ニ付御願

去ル明治十一年十月三十一日付ヲ以テ御県下周
防灘八島沖ニ於テ沈没之大阪丸御下賜御聞届之御
指令書写取被仰付候ニ附私共手元ニ於テ確正ニ相
成候書類無之候故別紙写之通相違無之候御公証被
成下度此候奉願候也

吉敷郡山口米屋町第二十四番地

村岡市右衛門印

同 郡 同 町 第二十五番地

立川彦兵衛印

同郡山口下豎小路町百廿三番地

山川勇三郎印

山口東組戸長

田村兵右衛門殿

山口西組戸長

伊藤友吉殿

山口吉敷郡
山口東組
戸長役場

書面大阪丸払下願へ対シ達之趣別紙写ノ通り相

違無之候事

山口東組戸長代理用掛

弥源治善藏印

吉敷郡
東組
長役場

「別紙写」

第拾大区
区長

山口県平民村岡市右衛門外二名ヨリ明治八年十一月中第五大区八島沖ニ沈没ノ海軍省護送船大阪号私下ゲ之儀予テ出願致居候処當度同省ヨリ

左ノ条々遵守候上聞届候條着手ノ節ハ更ニ可届
出様指令有之候ニ付本人へ可相達此候相違候事

明治十一年十月三十一日

山口県令 関口隆吉

この資料から大阪丸は、明治十一年十月三十一日に村岡市右衛門・立川彦兵衛・山川勇三郎に払い下げられている。その後、大阪丸の所有者は次の資料のように転々と変っている。

第一万貳千壹百拾六号（昭和十年十月十日）

権利譲渡契約証書謄本（部分）

本職ハ契約者間ニ於ケル契約ニ関シ聽取シタル
陳述ヲ錄取スルコト左ノ如シ。

第一條 謙渡人可野覺衛ハ、昭和九年拾月五日左
記物件ニ對スル自己ノ持分（拾分ノ五）ノ権利ヲ
對償金壹千五百円也ヲ以テ、謙受人原田直志ニ
譲渡シ、謙受人ハ之ヲ謙受ケタリ。（但シ右権
利ハ、大正四年七月貳拾四日付福岡地方裁判所
々属公証人小野原益人役場作成第參万貳千五拾
四号権利譲渡公正証書ニ依リ、謙渡人ガ山口県
吉敷郡山口町米屋町貳拾貳番地村岡市右エ門嫡
孫、銀行員村岡武雄ヨリ謙受ケタルモノトス）

一、山口県大島郡平郡村沖合ニ沈没セル大阪号
船体、及其積載貨物全部

第三条 謙受人ハ契約締結ト同時ニ前条ノ對価全

部ヲ譲渡人ニ支払ヒ譲渡人ハ之ヲ受領シタリ。

第参条 譲受人ハ自己ノ費用ヲ以テ、目的物件ノ

引揚ゲヲ為スペク、其引揚不能等ノ場合ト雖ド

モ、対価ノ返還ヲ請求セザルコトヲ承諾セリ。

以
上

東京都渋谷区穂田参丁目七拾九番地

讓受人
無職
原田直志

明治拾參年拾月拾五日生

宮城県刈田郡福岡村大字深谷字上高野參

拾九番地
公吏

明治參拾八年貳月壹日生

(大本にし貝)

一 リ 6、20

(大かき貝)

リ 6、20

昭和三十二年八月以降昭和三十三年七月末日迄引揚しもの

六五種類

一六五点也

次に柳井市の伊藤氏からの四点の問い合わせについての結果をまとめ
ておきたい。

佐藤氏の引揚品目録によると、噂として伝えられていた財宝は引揚ら
れていない。人骨、大阪丸船具・付属品、弾薬、雷管、乗組員遺留品等
が主な引揚品であった。引揚げが始まつてから約八十年、多くの人々が
一攫千金を夢みて引揚を試みた顛末は、期待はずれであつたようである。

大阪丸は財宝満載の宝船ではなく、武器・弾薬を満載した運送船にすぎ
なかつた。

①の島津家の輿入れの財宝の件であるが、明治八年頃には島津家には輿
入れの事実はない。また、その頃の島津家に県外に多量に持ち出せる程
の貯えがあつたとは思えない。

②川村純義の母親の乗船の件は、便船人全員の名簿がないので断定でき
ない。しかし便船人三十二名のうち、助かつた十八名の中にいた可能性
も否定できない。

③の西郷従道乗船の件も、資料の中にその裏付けとなるものを見つける
ことはできなかつた。従道は明治九年一月十日米国博覧会事務副総裁に
任せられている。同一月十四日には、明治天皇が延遠館に行幸になり、
博覧会出品を御覧になり、同日大久保と従道は皇居に参内している。従
道は同年二月二十二日渡米した。このような事情から考えて、明治八年
十二月二十四日頃長崎で下船はあり得ないとと思われる。

④の西郷隆盛と西郷時貞なる人物との関係は、西郷隆盛家の系図を見る
かぎり、直接的な関係はないと思われる。

以上が伊藤氏の問い合わせに対する回答であるが、伊藤氏の疑問に対
して満足な回答ができず恥かしい限りである。

以上大阪丸沈没事件資料調査の中でもついた資料を中心にして、大
阪丸事件を紹介してみた。資料の考察についてもきわめて不十分で恥か
しい限りである。これまで鹿児島では目に触れなかつた資料なので、調
査にかかつた者の責任として発表した次第である。一読いただき御教示
をお願いしたい。

おわりに

以上大阪丸沈没事件資料調査の中でもついた資料を中心にして、大
阪丸事件を紹介してみた。資料の考察についてもきわめて不十分で恥か
しい限りである。これまで鹿児島では目に触れなかつた資料なので、調
査にかかつた者の責任として発表した次第である。一読いただき御教示
をお願いしたい。

最後に、本稿作成にあたつては柳井市役所西平郡連絡所長伊藤義人氏、
柳井市文化財保護審議委員福本幸夫氏、防衛庁防衛研究所防衛庁教官溝
部竜氏ほか、多くの方の御協力や御教示をいただいた。末尾ながら、お
世話をなつた方々に深く感謝の意を表します。



写真①

写真①②公文類纂の「沈没品」を記した部分



写真②

写真①②公文類纂の「沈没品」を記した部分



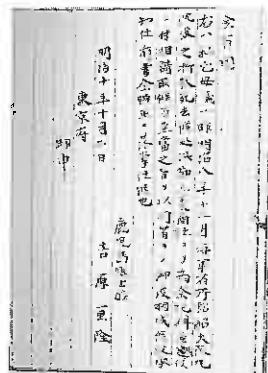
写真③

公文類纂「大阪号積込弾薬」



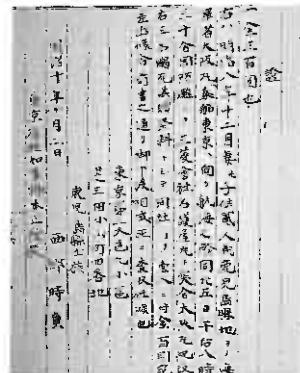
写真④

公文類纂「大阪丸引揚の条件」



写真⑤

写真⑤⑥⑦公文類纂「吊祭料百円受取証」



写真⑥

写真⑤⑥⑦公文類纂「吊祭料百円受取証」



写真⑧

公文類纂「岩崎弥太郎が吊祭料、訴状入費負担」を記した部分